

令和7年度 第2回 甲賀市地域公共交通活性化協議会 次第

・日 時 令和8年3月26日（木）

14:00～

・場 所 みなくるプラザ（研修室1～3）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 近江鉄道・信楽高原鐵道沿線盛り上げ活動表彰について

資料1

4 報告事項

・報告第1号 コミバス等のダイヤ改正について

資料2

・報告第2号 甲賀市地域公共交通計画の中間評価・検証について

資料3

・報告第3号 滋賀デスティネーションキャンペーンについて

資料4

5 協議事項

・第1号議案 交通網再編・利用促進検討部会の設置について

資料5

・第2号議案 令和8年度事業計画（案）について

資料6

・第3号議案 令和8年度収支予算（案）について

資料7

・第4号議案 地域間幹線系統国庫補助金にかかる地域公共交通計画の
変更認定申請について

資料8

6 その他

7 閉会

甲賀市地域公共交通活性化協議会について

本市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）の規定に基づく法定協議会である「甲賀市地域公共交通活性化協議会」を平成21年3月13日に設置しました。

本協議会では、地域交通について総合的な検討を行い、関係者と合意形成を図りながら、本市にとって最適な公共交通を実現するため、実証実験や利用促進などを検討・実施しております。

また、本協議会には分科会（自動車・運賃協議部会）を設置しており、道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の機能を有しておりますことから、主にコミュニティバスの路線再編やダイヤ改定、運賃改定等を運行事業者からの提案に基づいて協議いただくこととなっております。

「近江鉄道・信楽高原鐵道沿線盛り上げ活動表彰」受賞者の紹介

近江鉄道・信楽高原鐵道沿線盛り上げ活動表彰について

びわこ京阪奈線(仮称)鐵道建設期成同盟会では、近江鐵道および信楽高原鐵道の活性化に寄与する取組や活動を1年以上行う個人または団体(自治会、学校、企業、NPO 団体等)の優良事例を表彰することで、活動を広く紹介し、地域そして鐵道の活性化を図っております。

表彰者のご紹介

一期(いちご)の会 会長 辻 定 男 様

65歳以上を対象としてはたらくシニアを育成する事業「甲賀100歳大学」の第“1期”生として、同期メンバーにより「一期^{いちご}の会」を創設されました。

同大学を卒業後もボランティア活動を行うなど、自分の経験・知識・能力を生かしながら地域とつながりを深める活動を実施されています。

この度、活動の一環として、近江鐵道(株)や甲賀市と連携し、駅の待合環境の向上等を目的に清掃活動を2024年度から年に数回実施されており、その功績を讃え優秀賞を受賞されましたので、同会長である滋賀県知事に代わり表彰するものです。

コミバス等のダイヤ改正について

●コミュニティバス等のダイヤ改正について

令和8年4月1日に甲賀市コミバス等のダイヤ改正を実施します。

○主な改正内容

- ・利用状況や運転手数等を考慮した運行便数の調整、運行日の変更
- ・バス停間の運行時刻や運行経路の変更
- ・主要駅における鉄道との接続を考慮した時刻変更
- ・一部のコミタクエリアやデマンド路線において停留所を新設
- ・土山町と甲賀町において実証運行している甲賀流公共ライドシェアを令和8年4月以降も継続

●コミュニティバス時刻表の作成

令和8年4月1日以降の甲賀市コミバス等ダイヤを掲載した時刻表を2種類作成

①ポケット版時刻表

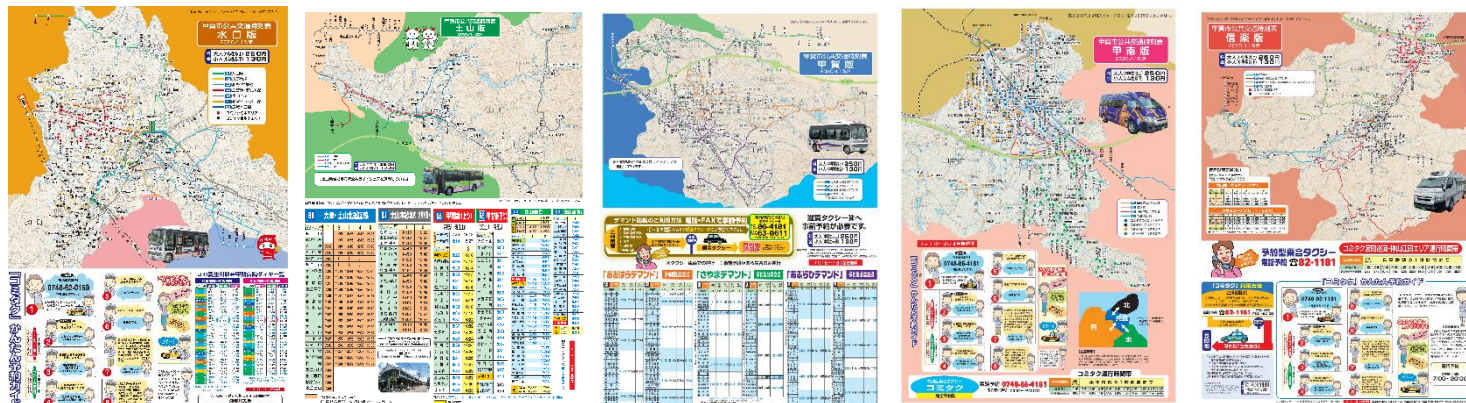
甲賀市内全路線を記載した冊子タイプの時刻表。
16,000部を作成し、市役所や地域市民センター、
図書館、主要駅、バス車内等に順次配置予定



②エリア版時刻表

チラシタイプの時刻表を合併前の旧町別に5種類作成中。(水口町版 2,000部、土山町版 1,000部、甲賀町版 1,000部、甲南町版 1,500部、信楽町版 1,000部)

完成後、甲賀市役所や地域市民センターに配置予定。(3月29日に甲賀市役所へ納品予定)



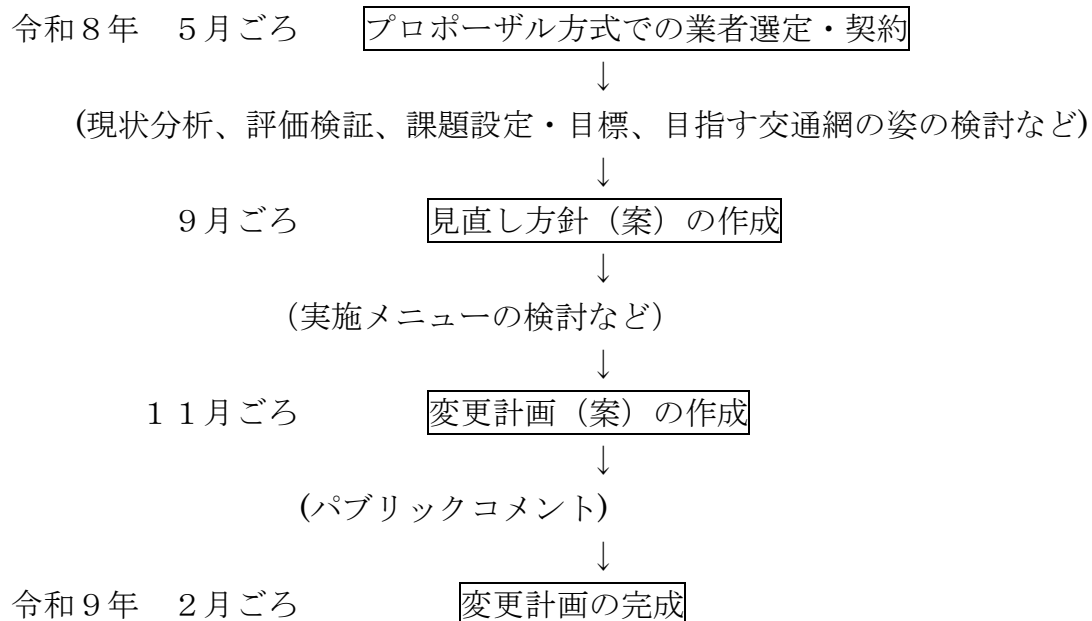
甲賀市地域公共交通計画の中間評価・検証について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年 1 1 月）」の施行に伴い「甲賀市地域公共交通計画（以下、交通計画）」を令和 5 年 1 2 月に策定し、市が目指す将来像に向け設定した目標を達成するため、1 5 の施策を順次実施しております。

しかし、策定後 2 年が経過し、公共交通の利用者数は回復傾向にあるものの、運転手不足や物価高騰等により取り巻く環境が変化しており、市民意識調査での満足度は他の項目と比較して低い状況です。

つきましては、それらの課題を解消するべく、2 年間で施策評価や課題の分析を行い、必要に応じて施策メニューや目標設定の見直しを行うものです。

○交通計画見直しスケジュール（予定）



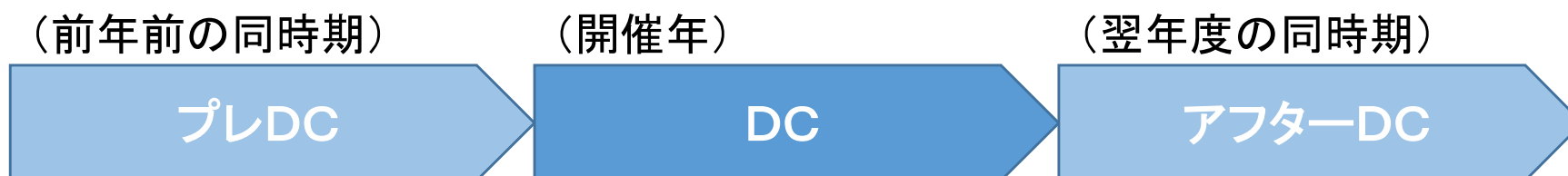
滋賀デスティネーションキャンペーン の取組内容について

◇デスティネーションキャンペーン（DC）とは



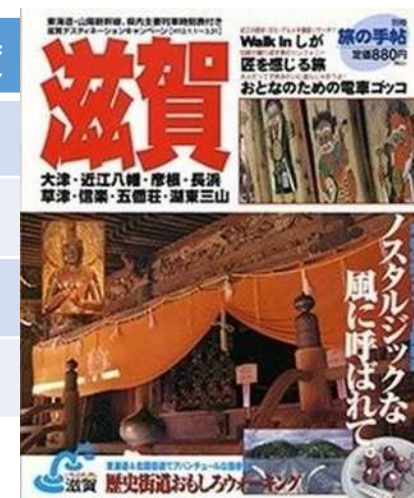
JRグループ6社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）と自治体等が協働で全国から誘客を図る大型の観光キャンペーン

- ・ 四半期ごとに目的地を設定して実施
- ・ 開催の前年度をプレDC、翌年度をアフターDCとして、3か年に集中的な誘客を図る（一部アフターDCを実施しないケースもあり）



■近年の開催状況

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
春	東北6県	—	—	福岡県・大分県	大阪府
夏		岡山県	兵庫県	—	—
秋	四国	佐賀県・長崎県	茨城県	北陸3県	—
冬	京都市	京都市	京都市	京都市	京都市



■過去の滋賀県の開催状況

- ・ 平成12年1月～3月 「いち、にの、さん、滋賀」

◇滋賀DCについて

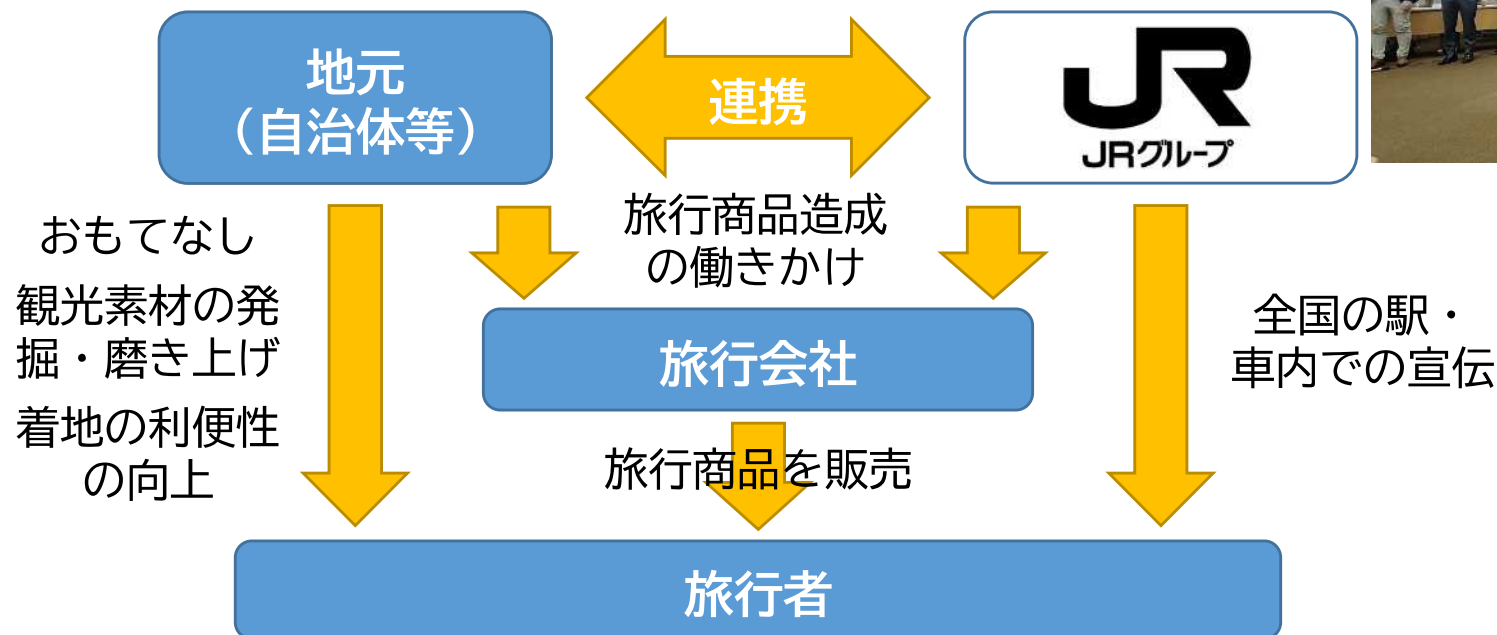


来年の大河ドラマや安土城築城450年、彦根城世界遺産に向けて滋賀への注目度が高まる好機に合わせ、**令和9年秋（10月～12月）に滋賀県でDCを開催**

■開催スケジュール

- ・ R7年5月 滋賀DCの開催決定（5/15）
- ・ R7年7月 第1回シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（7/18）
- ・ R8年秋 プレDCの開催、全国宣伝販売促進会議
- ・ R9年秋 滋賀DCの開催
- ・ R10年秋 アフターDCの開催

■DCのスキーム



◇協議会の取組



① 観光素材の開発・魅力向上

- 観光地・観光施設での特別コンテンツの創出
 - 連携事業、周遊事業の企画・実施
 - 特別感のあるお土産品の開発
- など



コンテンツ部会の設置

② 誘客促進

- 全国宣伝販売促進会議
 - 観光キャラバン・商談会の実施
 - 観光素材集作成
 - オープニングイベント、特別イベントの企画・開催
- など



誘客促進部会の設置

③ 広報宣伝

- キャッチフレーズ・ロゴマークの作成
 - ガイドブック・ポスターの作成
 - のぼり、ノベルティなどPRグッズ作成
 - ホームページ開設、SNSによる発信
 - メディアとのタイアップ
- など



広報・おもてなし部会の設置

④ 受入体制整備・充実

- 観光地・宿泊施設・観光施設でのおもてなしなどの機運醸成
 - サポーターの登録
 - 交通アクセスの充実
 - データ活用・分析
- など

◇主要イベント



① 全国宣伝販売促進会議（令和8年11月上旬予定）

全国の旅行会社、マスコミ関係者等を対象にキャンペーン期間中の観光素材についての紹介や観光地視察を行い、旅行商品の造成・販売を働きかける。

兵庫DC(R5夏)
R4.9.26 参加者数340名



茨城DC(R5秋)
R4.11.9 参加者数300名



福岡・大分DC(R6春)
R5.5.10 参加者数477名



福島DC(R8春)
R7.5.28 参加者数600名



② オープニングイベント（令和9年10月予定）

キャンペーンのスタートとして、旅行者への歓迎イベント等を開催し、滋賀県の魅力を発信する。

兵庫DC(R5夏)
R5.7.1神戸駅
銀河特別運行セレモニー



茨城DC(R5秋)
R5.10.1水戸駅
タレントを招いてのセレモニー



福岡・大分DC(R6春)
R6.4.6博多駅前広場・大分駅
タレントを招いてのセレモニー



大阪DC(R7春)
R7.3.30大阪ステーションシティ
ステージイベントを交えたセレモニー



◇スケジュールと準備



- ・DC組織づくり
- ・素材磨き上げ

- ・全国宣伝販売促進会議
- ・商品造成、プロモーション

DC本番
(10月～12月)

- ・アフターDC
- ・レガシー創出

	R7年度 (2025年度)			R8年度 (2026年度)			R9年度 (2027年度)			R10年度 (2028年度)			
	～7月	～11月	～3月	～7月	～11月	～3月	～7月	～11月	～3月	～7月	～11月	～3月	
滋賀県DC 実行委員会	設立総会		総会	総会		総会	総会		総会	総会		総会	
	実行委員会の下部組織 開催												
主要事業	・情報発信 ・素材集等作成 ・イクスカーション設定			プレDC 全国宣伝 販売促進 会 議		・情報発信 ・ガイドブック制作 ・旅行商品造成 ・招聘・販促活動		DC本番 10～12月 オープニングイベント		DC本番の 振り返り		アフター DC	DCの 総括 レガシー 創出
環境整備	おもてなし体制構築 → 県民総参加のおもてなし												
	観光素材の磨き				ブラッシュアップ				誘客活動 おもてなし				
商品造成・ 販売 (旅行会社等)	商品造成 → 販売												

◇各主体の取組



主体：JR

JRの電車や駅を活用した企画・広報の展開

(例)

- ・「瑞風等」特別列車の運行
- ・特別デジタルフリー切符の発売
- ・駅や電車内での告知広告
- ・グループ会社と連携した企画 など

主体：県

DCに向けた機運醸成と県域での周遊の促進

(例)

- ・オープニングセレモニー、特別イベントの開催
- ・旅行会社、大都市圏等へのプロモーション
- ・県域でのスタンプラリー等の周遊企画
- ・各主体への支援 など

主体：市町、関係団体

各地域の盛り上げと地域の観光素材の開発・磨き上げ・発信

(例)

- ・地域の観光情報の発信
- ・新しい地域コンテンツ(地元食材の活用、体験等)の開発
- ・各地域の特別イベントの開催
- ・事業者等への支援 など

主体：交通事業者

相互連携による企画の展開と周遊時の2次交通の充実

(例)

- ・相互利用パス等の発売
- ・水上交通を活用した特別プランの販売
- ・他エリアの私鉄との連携(タイアップ広報等)
- ・2次交通の充実化(EV、電動自転車等のレンタル促進) など

主体：観光事業者

特別感のあるコンテンツづくりと受入体制(インバウンド含む)の充実

(例)

- ・高付加価値、滋賀ならではのコンテンツの提供(特別拝観、湖上観光等)
- ・朝型夜型観光・特別宿泊プラン(体験付き、特別食、鉄道活用プラン等)の提供
- ・インバウンド発信強化・海外エージェント招聘 など

主体：県民、企業

各地域でのおもてなし

(例)

- ・各地域でのおもてなし
- ・地域住民との連携
- ・特別列車の駅でのお出迎え など

◇滋賀DC実施の方向性



地域全体で観光振興を図る「**観光まちづくり**」を進め、来訪者や滋賀に暮らす方が” **Well-being**”（心身の健康、幸福感、つながり）を実感できる豊かな滋賀

滋賀ならではのコンテンツ

水文化	湖上観光	近江商人
城・城跡	観音	寺社仏閣
鉄道・遺産	地酒	温泉
ビワイチ	焼物	ウォーキング
湖魚グルメ	発酵食	近江牛
MLGs	アニメ・ロケ	...

近隣府県との
広域連携

新たな
分野との
連携

DCを通じた
シガリズムの進化(深化)

交通
アクセス
の充実

データの
活用と
分析

観光
まちづくり

Well-being

◇滋賀DCのコンセプト



滋賀DCを推進するに当たり、本県が目指す方向性（シガリズムの進化、観光まちづくりとWell-being）を関係者と共有するとともに、対外的にわかりやすく訴求するためのコンセプトを定める。

めぐる、つながる、ひろがる こころとからだのリズムをととのえる旅

滋賀には、琵琶湖をはじめとする豊かな自然、奥深い歴史・文化がある。それらがめぐり、つながり、滋賀独特のストーリーがひろがっている。

滋賀をめぐる人たちが、地域に暮らす人や時間の流れとつながり、感動や発見、癒し、ワクワクやドキドキを共有することで、旅人、暮らす人、一人ひとりがWell-beingを感じ、新しい世界がひろがる体験を。

◇目標の設定



コロナ前過去最高だった令和元年の入込客数5,404万人を約20%上乗せし、
年間入込客数**6,000万人**を目指す。

■期間中（10月～12月）の誘客目標

延べ観光入込客数

令和元年10～12月 1,321万人 → **令和9年10～12月 1,600万人**

延べ宿泊客数

令和元年10～12月 98万人 → **令和9年10～12月 120万人**

観光消費額

令和元年10～12月 494億円 → **令和9年10～12月 600億円**

滋賀デスティネーションキャンペーン キャッチフレーズについて決定！

<キャッチフレーズ・ロゴ決定>



応募総数 11,360件

全国からたくさんのご応募をいただき、
ありがとうございました！

**滋賀県では、2027年10月～12月に
「滋賀デスティネーションキャンペーン（DC）」を
開催します。**

そのキャッチフレーズが『**癒しがいっぱい、シガリズム。**』に決定しました。

全国の皆様にお楽しみいただける多彩なコンテンツや

滋賀ならではのおもてなしを準備してまいります。

皆さまのお越しを心よりお待ちしております！

交通網再編・利用促進検討部会の設置について

第1号議案で説明しましたとおり、来年度に甲賀市地域公共交通計画の中間見直しを実施します。特に路線網の再編を検討する中で、交通政策課(R8より名称変更予定)課長を部会長とする地域公共交通計画検討部会を設置し、協議会において議論いただく前に教育・福祉・観光等の各分野における検討調整を各委員所属の実務担当者レベルの職員を推薦いただき実施したいと考えております。

つきましては、協議会設置要綱第9条2項(3)の規定により、以下のとおり分科会を設置するものです。なお、設置する分科会は、市民のニーズ等を広く把握し、協議会における議事運営を円滑に進めることを目的とするもので、同項に規定する道路運送法等に基づく設置義務がある分科会ではありません。

甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

・・・以下省略・・・

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に分科会を置くことができる。

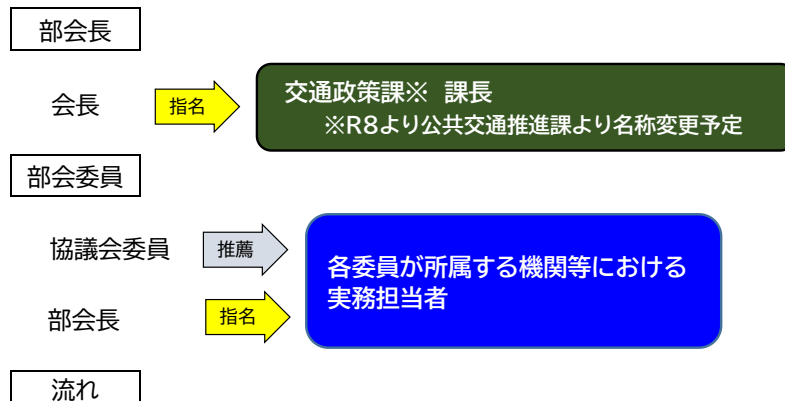
2 分科会は、次に掲げるものとし、その組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(1) 道路運送法に定める地域公共交通会議の機能をもつ自動車部会

(2) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会

(3) その他、分科会を組織し、機動的に特定の課題を調査研究する必要があると会長が認める場合

分科会の設置イメージ(案)は以下のとおりとし、運営に当たり、次頁のとおり部会規定を制定します。



- ①議案の承認(本日)
- ②各委員より、部会委員の推薦(4月中旬を目途)
- ③市役所関係部局委員が推薦する部会委員においてロードマップ(案)を作成(4月中を目途)
- ④部会の開催(出席する部会委員については、議題に応じて部会長が招集)

甲賀市地域公共交通活性化協議会 交通網再編・利用促進検討部会規程（案）

令和8年3月 日

（趣旨）

第1条 この規程は、甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき設置する、地域公共交通計画検討部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 要綱第3条各号に掲げる事項のうち、甲賀市地域公共交通計画（令和5年12月）に関する協議及び調整を行うため、甲賀市地域公共交通活性化協議会地域公共交通計画検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。※

- （1） 甲賀市地域公共交通計画の進捗管理、その他検討調整に関すること
- （2） 交通網再編・利用促進に関すること
- （3） 前号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

（組織）

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、協議会会長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。

4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。

- （1） 協議会委員が推薦する者
- （2） 前号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

（会議）

第5条 部会の会議は、要綱第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この規程は、令和8年3月 日から施行する。

※所掌事項について

甲賀市地域公共交通計画の見直しにかかる諸検討を行う上で各分野を所管する立場から意見を伺うものです。

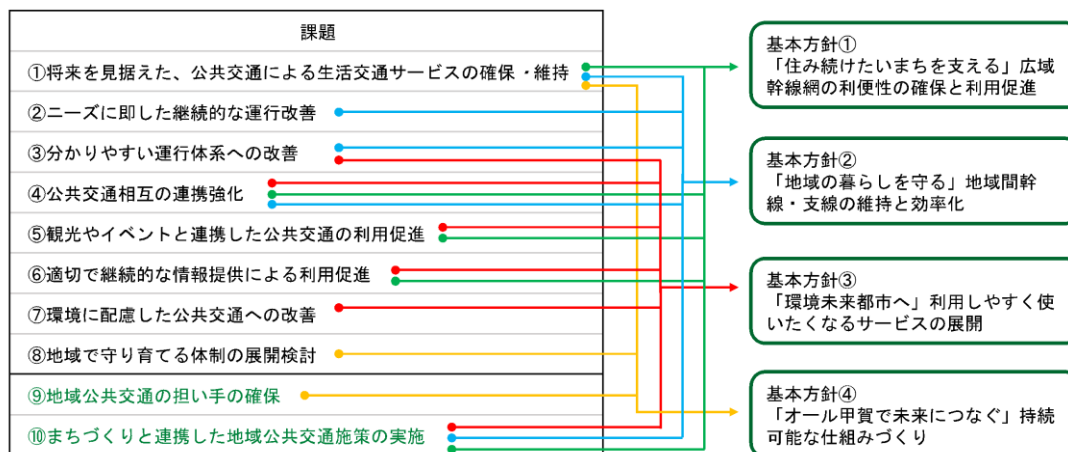
- ・見直しの方向性
- ・現況調査(利用状況利用者等の意見集約など)現状分析による課題の洗い出し
- ・計画の中間評価(目標達成状況など)
- ・利用促進策の検討
- ・目指す交通網の設定(コミバス路線再編、制度検討など)

令和 8 年度事業計画（案）

報告案件で説明しました通り、「甲賀市地域公共交通計画」の中間評価、検証を行うほか、計画の基本理念のもと、目標を達成するために抽出した 10 の課題を解決するために定めた 4 つの基本方針に基づく 15 の事業を実施します。

《計画の基本理念》

環境未来都市へ 人と自然の豊かさを創る 甲賀の地域公共交通
～ 次世代へ みんなで創り 使って 育て 暮らしの一部に ～



基本方針	施策メニュー
1. 「住み続けたいまちを支える」広域幹線網の利便性の確保と利用促進	①まちづくりと連携した交通結節機能の整備
	②JR 草津線の利用促進と利便性向上
	③近江鉄道の利用促進と安全運行の確保
2. 「地域の暮らしを守る」地域間幹線・支線の維持と効率化	④コミバス・コミタクの再編
	⑤信楽高原鐵道の安定経営と安全運行および利便性の確保
	⑥乗り継ぎ環境・接続性の改善
3. 「環境未来都市へ」利用しやすく使いたくなるサービスの展開	⑦人と環境にやさしい車両・施設等の整備
	⑧わかりやすい情報提供の推進
	⑨ICT 等、新技術を活用したスマートモビリティ・マネジメントの推進
	⑩周遊性を高めるための利用促進
	⑪モビリティ・マネジメントの実施
4. 「オール甲賀で未来につなぐ」持続可能な仕組みづくり	⑫関連する団体や関係機関との連携推進
	⑬新たな収益モデルの構築
	⑭地域で守り育てる体制の構築
	⑮地域公共交通の担い手確保

※以下、青字で記載している事業は、協議会で経費支出・実施する事業ではなく、市や他団体が主体となり実施する事業です。また、赤字で記載している事業は、国庫補助事業を申請している状況であり、6月議会において予算上程する予定です。

基本方針1 「住み続けたいまちを支える」広域幹線網の利便性の確保と利用促進

…主に、JR草津線等の利用促進を図ります。

①JR草津線の利用促進と利便性向上

県や沿線自治体で組織する「滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会」による取り組み実施や、本市独自にJRと連携しながら、その利用促進や利便性向上、地域活性化に取り組みます。

◆滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会による主な取り組み

- ・レンタサイクルの配備(貴生川駅～油日駅の各駅)
- ・園児・児童体験学習運賃補助事業
- ・SNS (Instagram・Facebook) による情報発信
- ・車掌による沿線紹介アナウンスの実施
- ・勉強会、意見交換会の実施
- ・その他草津線の利用促進に繋がる取り組みの実施 など

◆甲賀市内独自の取り組み

- ・滋賀ディステーションキャンペーンにかかる各種利用促進事業(6月補正予定)
- ・ICOCA チャージキャンペーン
- ・草津線等を活用した観光周遊事業等、利用促進に繋がる取り組みの実施
- ・校外学習等運賃補助事業…各種団体、小中学校へ運賃を補助

◆公共交通利用促進補助事業

- ・駅前活性化実証事業…利用促進や駅活性化に資する経費の一部を補助
- ・高校生等通学定期券購入支援事業…通学定期券を使用し、市内交通機関等を利用される高校生等の学生を対象に定期券購入費用の一部を支援
- ・2次交通の改善(夜間の時間帯における主要駅からのタクシー運行) など

②近江鉄道の利用促進と安全運行の確保

施設整備等に負担金を支出するほか、県や沿線自治体と連携して利用促進や利便性向上、地域活性化に取り組みます。

- ・沿線学校、企業への利用促進啓発、ガチャフェスの実施 など

基本方針 2

「地域の暮らしを守る」地域間幹線・支線の維持と効率化

・・・コミバス、コミタクの改善・ダイヤ改正、信楽高原鐵道の利用促進に取り組みます。

③コミバス・コミタクの再編

運転手不足への対応、利用状況に応じた効率化および市民等からの意見を参考に、利便性の向上、ダイヤの改善に取り組みます。

バスだけでなく、コミタクやライドシェア等、交通を取り巻く環境や地域特性を考慮した上で様々な交通機関を組み合わせることで、最適な移動手段の構築を目指します。

④信楽高原鐵道の安定経営と安全運行および利便性の確保

第三種鐵道事業者として、安全を最優先に施設の修繕や改良、信楽高原鐵道株式会社と連携して利用促進に取り組みます。

- ・社会資本整備総合交付金を活用した施設整備
- ・地域と連携した利用促進
- ・近江鐵道と連携した利用促進 など

⑤乗り継ぎ環境・接続性の改善

利便性、快適性の向上を図るため、駅やバス停の待合環境の整備や JR との接続利便を改善します。

- ・待合ベンチの整備 など

⑥人と環境にやさしい車両・施設等の整備

老朽化したバス車両の更新、バス停標柱等運行に必要な設備の整備、心のバリアフリーとして小学生向けに交通環境学習を実施

基本方針 3

「環境未来都市へ」利用しやすく使いたくなるサービスの展開

・・・ICT を活用し利便性を向上します。また、過度な自動車利用からの転換を図り、人と環境にやさしい移動手段を選択するための取り組みを進めます。

⑦わかりやすい情報提供

- ・甲賀市公共交通連携時刻表の作成
- ・運行情報確認サービスの提供、ホームページでの時刻表掲載 など

⑧ICT 等を活用した利便性向上

- ・デジタル定期券システム

専用の「RYDE PASS」アプリをダウンロードすることで、「定期券」や「フリー乗車券」をスマホ等で購入でき、キャッシュレス決済にも対応。令和8年度はコミバスの大人回数券についても、「RYDE PASS」にて対応予定。

- ・デジタルサイネージによるバス等の案内

「貴生川駅」「甲賀市役所」「甲賀病院」「信楽駅」「近江土山」「田村神社」等、複数の路線が乗り入れる箇所については、デジタルサイネージを設置し、バスの時刻や行先等の情報を継続して発信します。

⑨モビリティマネジメントの実施

市民の公共交通利用促進への意識を醸成し、「公共交通のまち」を市内外に広く PR するためのグッズ作成や、各種イベント会場での PR および将来を担う子どもたちへの利用促進を実施します。

- ・[県と連携した交通環境学習の実施](#)

公共交通に関心を持ち、短期的な利用につなげるとともに、将来的な利用に結び付けることを目的に、小学生を対象として、環境にやさしい公共交通についての学習を実施します。

基本方針4 「オール甲賀で未来につなぐ」持続可能な仕組みづくり

…不足する運転手の確保、新たな収益モデルの構築を目指すとともに、地域と連携して持続可能な仕組みを構築するための事業を実施します。

⑩関係する団体や機関との連携推進

- ・各種同盟会との連携
滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会・関西本線木津亀山間活性化協議会
びわこ京阪奈線建設期成同盟会・信楽高原鐵道利用促進協議会
近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会
- ・近隣自治体との広域連携
いこか連携(伊賀・甲賀・亀山) ・ 甲賀市、湖南市広域連携 など

⑪収益モデルの構築

- ・地域間幹線系統国庫補助の申請…土山本線 など

⑫地域で守り育てる体制の構築

- ・駅前活性化実証事業補助
- ・持続可能な地域移動支援事業補助金 など

⑬地域公共交通の担い手確保

- ・運転手不足の改善のため、運行事業者に対し、免許取得や採用活動に関する経費を補助
- ・市職員を対象とし、二種免許の取得や公共ライドシェア車両を運転するための講習にかかる費用を補助 など

令和8年度収支予算（案）

収入の部

科目	R8年度 予算額(A)	R7年度 予算額(B)	比較増減 (A-B)	内訳		
負担金	24,957,000	13,357,000	11,600,000	市負担金	甲賀市負担金	24,957,000
				小計		24,957,000
補助金	0	7,000,000	▲ 7,000,000	国庫支出金	地域間幹線系統補助金	0
				小計		0
諸収入	103,000	210,000	▲ 107,000	広告掲載料	4枠(@25,000円)	100,000
				その他	預金利息等	3,000
				小計		103,000
合計	25,060,000	20,567,000	4,493,000			

支出の部

科目	R8年度 予算額(A)	R7年度 予算額(B)	比較増減 (A-B)	内訳		
会議費	120,000	120,000	0	会議茶代等	協議会茶代、室料等	20,000
				委員謝礼等		100,000
				小計		120,000
事務費	40,000	47,000	▲ 7,000	郵送料	会議案内、会議資料送付等	10,000
				消耗品費	事務用品	10,000
				振込手数料	受託業務支払、委員報酬振込	20,000
				小計		40,000
事業費	24,900,000	20,400,000	4,500,000	情報発信事業	フリー乗車券、時刻表作成、広告掲載等	3,000,000
				利用促進事業	利用促進・啓発物品購入等	800,000
					利用促進事業委託 (滋賀デスティネーションキャンペーンの実施に向けた誘客事業等)	5,000,000
					校外学習等運賃補助金	1,000,000
					地域公共交通計画中間評価支援業務委託	12,600,000
					新しい移動手段の導入実証事業	1,000,000
					モビリティマネジメント推進事業	800,000
					ICT関連事業運営経費 (デジタル定期券・デマンドWEB予約・運行情報可視化サービス等)	700,000
				小計		24,900,000
合計	25,060,000	20,567,000	4,493,000			

第4号議案 地域間幹線系統国庫補助金にかかる地域公共交通計画の変更認定申請について

来年度4月のダイヤ改正において、補助対象路線であります土山本線の運行内容に一部変更がございます。

つきましては、地域間幹線系統国庫補助金にかかる地域公共交通計画の変更認定を申請するうえで、甲賀市地域公共交通計画と補助制度を連動させる必要がありますので、以下のとおり計画の内容を修正します。

○地域公共交通計画修正箇所について

(修正箇所)

P48 表の運行回数を修正

【修正箇所】

表 地域公共交通確保維持事業による維持確保を目指す系統の概要等

【系統の概要】

路線	土山本線（田村神社―貴生川駅間）
位置づけ	幹線 （3. 3 P 3 8 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」のとおり）
役割	合併前の旧土山町と旧水口町を結ぶ主に国道 1 号を運行する路線である。 旧土山町は国道 1 号を中心に住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う。 （3. 3 P 3 8 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」のとおり）
事業の必要性	交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、鉄道がない旧土山町住民生活の生命線として存続させる必要がある。しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
目標	（3. 4 計画の目標 のとおり）
事業概要	
実施主体	甲賀市 （運行は、滋賀バス株式会社(SB)、株式会社シガ・エージェントシステム(SAS)に委託）
運行態様	路線定期運行
事業区分	道路運送法第 4 条 一般乗合旅客自動車運送事業
車両	大型バス・中型バス・小型バス・乗用タクシー車両
運賃	大人 2 5 0 円（均一運賃）
資金調達 （予定）	国庫補助金（地域間幹線系統補助金 補助対象は SAS のみ） 滋賀県補助金・甲賀市補助金

【運行概要】(R8. 4. 1 現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
土山本線	貴生川駅	新水口	田村神社	SB,SAS	毎日	10.5 回	6:05	21:09
		水口東高				6 回	7:10	20:07
		区間急行				0.5 回	6:55	7:25
		甲賀病院	SAS	2.5 回		8:10	15:13	

様式第 1－2（日本産業規格 A 列 4 番）

甲地公協第 号
令和 8 年 3 月 日

国土交通大臣 殿

滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地
甲賀市地域公共交通活性化協議会
会 長 伴 孝 史

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

○ 変更箇所

地域公共交通計画別紙及び添付書類

○ 変更理由

令和 8 年 4 月 1 日コミュニティバス運行に係るダイヤ改正による運行回数の変更のため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 8 年 3 月 23 日

（名称）甲賀市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

甲賀市コミバスの輸送実績は、令和2年度にコロナ禍で減少したものの、その後は回復傾向にある。しかし、慢性的な運転手不足に加え、2024年問題への対応、また昨今の原油価格・物価高騰の影響による経費の増大により、運行事業者を取り巻く環境はさらに厳しい状況である。しかし、その一方で高齢化や免許返納の影響により、市民のニーズは高度化・多様化している状況である。

特に、コミバス「土山本線」は、鉄道のない旧土山町から本市の中心である旧水口町へ通じる唯一の幹線交通として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として事業の継続が求められている。また、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ネットワークの軸となる「土山本線」を確保・維持することで、他の支線等との接続を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・土山本線の利用者数・・・14.6万人（R7年度比較1%増加）
（R6年度実績 14.5万人）
 - ・土山本線の収支率・・・20.3%（R7年度比較1%増加）
（R6年度実績 20.1%）
 - ・土山本線の自治体補助額・・・前年度実績以下
（R6年度実績 6,400万円）
- ※甲賀市地域公共交通計画 P40、41 参照

(2) 事業の効果

土山本線を維持することにより、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、そのため、鉄道がない旧土山町住民生活の必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークの連携により、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者数を便ごとに集計することによる、利用状況に応じた系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者、市、協議会）
- ・運行状況を可視化できるバスロケーションシステムやデジタル定期券、G T F S への対応など、I C T を活用した利便性向上（事業者、市、協議会）
- ・市内学校にモビリティマネジメントを行う。（滋賀県、市、事業者）
（甲賀市地域公共交通計画 P 4 2 ～ 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【修正箇所】

表 地域公共交通確保維持事業による維持確保を目指す系統の概要等

【系統の概要】

路線	土山本線（田村神社―貴生川駅間）		
位置づけ	幹線 （3. 3 P 3 8 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」のとおり）		
役割	合併前の旧土山町と旧水口町を結ぶ主に国道 1 号を運行する路線である。 旧土山町は国道 1 号を中心に住居地が立地し、交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う。 （3. 3 P 3 8 「図 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ図」のとおり）		
事業の必要性	交通結節点である旧水口町の貴生川駅や市中心部の旧水口町へ向かう地域の通学・通勤を担う重要な役割を果たしており、鉄道がない旧土山町住民生活の生命線として存続させる必要がある。しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。		
目標	（3. 4 計画の目標 のとおり）		
事業概要			
実施主体	甲賀市 （運行は、滋賀バス株式会社(SB)、株式会社シガ・エージェンツシステム(SAS)に委託）		
運行態様	路線定期運行		
事業区分	道路運送法第 4 条 一般乗合旅客自動車運送事業		
車両	大型バス・中型バス・小型バス・乗用タクシー車両		
運賃	大人 2 5 0 円（均一運賃）		
資金調達（予定）	国庫補助金（地域間幹線系統補助金 補助対象は SAS のみ） 滋賀県補助金・甲賀市補助金		

【運行概要】(R8. 4. 1 現在)

名称	経路			運行会社	運行日	運行回数	運行時間帯	
	起点	経由	終点				始発	終着
幹線								
土山本線	貴生川駅	新水口	田村神社	SB,SAS	毎日	10.5 回	6:05	21:09
		水口東高				6 回	7:10	20:07
		区間急行				0.5 回	6:55	7:25
		甲賀病院	SAS	2.5 回		8:10	15:13	

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費：65,713 千円・・・① 運賃収入：36,142 千円・・・② 欠 損 額：29,571 千円・・・③＝①－② うち、地域間幹線系統補助見込：11,046 千円 滋賀県補助金見込：5,523 千円 甲賀市負担額：13,002 千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行事業者や市から提供する資料のほか、車両に設置した乗降センサによる人数カウントやOD調査を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙による
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。また、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
新型ノンステップ車両を導入し、修繕費及び動力日野削減、バリアフリー化の推進による利便性向上・需要喚起を図る。
（２）事業の効果
新たに車両を取得することにより、地域幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。 併せて、修繕費や動力費の削減を行うことで、収支改善に結びつけることが期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和7年5月19日（R7 第1回） 本事業の概要および地域公共交通計画の変更内容、申請書類について説明し、合意を得た。
19. 利用者等の意見の反映状況
住民や利用者の意見を反映させるため、本協議会には区長代表や身体障害者更生会、PTA、社会福祉協議会等が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県甲賀市水口町水口6053

（所 属）甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局

（氏 名）中 村 正 太

（電 話）0748-69-2215

（e-mail）koka10406000@city.koka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
甲賀市	株式会社シガエージェントシステム	(1) 土山本線	11,072.0	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
	合 計		11,072.0	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社シガ・エージェントシステム	令和8年度
------	-------------------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	19,294 千円	営業外収益	1,996 千円	経常収益(イ)	21,290 千円
	営業費用	132,738 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	132,738 千円
	営業損益	△ 113,444 千円	営業外損益	1,996 千円	経常損益	△ 111,448 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	446,159.5 km				経常収支率	16.04 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	18,841 千円	営業外収益	9,065 千円	経常収益(イ)	27,906 千円	
	営業費用	128,108 千円	営業外費用	8,302 千円	経常費用(ロ)	136,410 千円	
	営業損益	△ 109,267 千円	営業外損益	763 千円	経常損益	△ 108,504 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	479,439.3 km					経常収支率	20.46 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	18,715 千円	営業外収益	3,311 千円	経常収益(イ')	22,026 千円	
	営業費用	122,871 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	122,871 千円	
	営業損益	△ 104,156 千円	営業外損益	3,311 千円	経常損益	△ 100,845 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	489,122.1 km					経常収支率	17.93 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	251 円 20 銭	284 円 51 銭	297 円 51 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費 用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	277 円 74 銭	426 円 56 銭	277 円 74 銭	0 円 0 銭	47 円 71 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業 を実施する区域にお けるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施 する区域におけるキロ程と の比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ							
				起点	主な 経由地	終点																		
北近 畿	1		土山本線	奥生川駅	新水口	田井神社	362	日	5,318.0 (17.4)	回	4.0	69.6	人	往 18.2Km 復 18.2Km	(平均) 18.2km		(平均)		(平均)		(平均)		0	100%
								日	(0.0)	回		0.0	人											
								日	(0.0)	回		0.0	人											
								日	(0.0)	回		0.0	人											
合計			系統									往0.0km 復0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合 ノとノ'のいずれか少ない額ノ	3カ年平均			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
							基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	経常収益控除額ケとεのいずれか少ない額h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'－h＝ノ''	(d＋e＋f)÷3＝ノ'	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ'＝d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'＝e	経常収益ヤ		実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ＝f
北近畿	1	0		237,152.0 km	65,866,596円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										36,226,689	円	
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										0	円	
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										0	円	
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭										0	円	
合計				237,152.0 km	65,866,596円					0円	0.0 km		0円	0.0 km		0円	0.0 km		36,226,689	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係る ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数＝ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
北近畿	1	0	29,639,907 円	29,639,968 円	29,639,907 円	29,639,906 円	0 円	22,144,757 円	22,144 千円	11,072.0 千円	29,639,907 円	18,567,907 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	#VALUE! 円
0	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	#VALUE! 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	#VALUE! 円
合計			29,639,907 円	29,639,968 円	29,639,907 円	29,639,906 円	0 円	22,144,757 円	22,144 千円	11,072 千円	29,639,907 円	#VALUE! 円

補助 ブ ロッ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近 畿	1	0	5,536,000円	29.8%	13,031,907円	70.2%		0.0%	0円	0.0%	
	0	0									
合計			5,536,000円		13,031,907円		0円		0円		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めこと。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ'）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し